

## ● 基本方針

令和元年度は地域ごとに異なる様々な福祉課題の解決に向け生活支援コーディネーターが中心となり、各まちづくり協議会での地域計画策定に加わり、話し合いを行ってきました。結果、各地域では福祉課題が整理され、明確化されてきました。令和2年度においては、より密にまちづくり協議会等と連携し地域住民と共に新たな仕組みづくりを行いたいと考えています。

また、年々複雑化している個別課題に対し、専従の職員を配置し、様々な専門機関と連携して支援に当たることができるようネットワークの構築を目指します。特に、既存の制度では対応できない“制度の狭間”の課題を抱えている方に対し、寄り添った支援ができるよう努め、鈴鹿市全体の課題として受け止め、行政と共に体制づくりに努めます。

そして令和2年度は、第4次地域福祉活動計画の取組が始まります。第3次地域福祉活動計画の最終評価を行い、課題を整理し、住民主体による地域福祉活動が充実するよう地域住民と共に事業を展開していきます。

## ● 重点事業内容

### 企画総務部門

- ・コミュニティソーシャルワーク事業の推進
- ・生活困窮者の自立支援を促す事業の推進
- ・第4次地域福祉活動計画の推進

### 地域福祉部門

- ・地区社協新体制の構築
- ・住民参加型在宅福祉サービス実施(各地域)に向けての支援

### ボランティアセンター部門

- ・『地域版災害ボランティアコーディネーター』養成講座の開催

### 権利擁護部門

- ・成年後見制度利用促進法における中核機関の設置に向けた検討

### 地域包括支援センター部門

- ・第8次介護保険事業計画策定へ参画し、鈴鹿市の地域包括ケアシステムの推進を図る
- ・認知症サポーターの活動整備、支援
- ・認知症の人と家族の交流の場づくり(おれんじルームの開催)

### 居宅介護部門

- ・介護保険制度に基づいた、質の高い居宅サービス計画書の作成
- ・医療・介護の連携強化と公正中立なケアマネジメントの確保
- ・他法人、居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研修会の開催

### 訪問介護部門

- ・訪問介護員・ガイドヘルパーの人材確保
- ・医療をはじめとする他職種連携への積極的な関わりを持つ
- ・介護保険収入の安定を目指す

### 療育センター部門

- ・身体の発達に不安のある児童を対象とした療育の充実
- ・未就園児の療育の充実
- ・居宅訪問型児童発達支援事業の定着

### ベルホーム部門

- ・職員一人ひとりが意識を持ち、施設の危機管理を徹底する

## ● 事業計画

### 1. 社協活動体制の強化 ～ 会務運営と事業の推進体制の確立 ～

#### ① 会務の運営

- ・理事会(5月・6月・11月・3月)・定時評議員会(6月)・評議員会(11月・3月)・監事会(5月)の開催
- ・評議員選任・解任委員会の開催
- ・第3次地域福祉活動計画評価推進委員会の開催
- ・第4次地域福祉活動計画策定委員会(計画完成報告会)の開催

### 2. 社協財政基盤の強化 ～ 民間財源の有効活用と自主財源の確保 ～

#### ① 財源確保への取組

- ・社協会員の募集
- ・福祉寄付の啓発
- ・赤い羽根共同募金活動の推進
- ・チャリティイベントの開催
- ・資格試験対策講座等の開催

### 3. 地域福祉活動計画の推進

#### ① 第3次地域福祉活動計画の評価

- ・評価推進委員会の開催し、4年間の総合評価および継続して行う計画や事業について協議する

#### ② 第4次地域福祉活動計画の推進

- ・鈴鹿市の「第2期地域福祉計画」と連動して、行政と情報を共有しながら活動計画推進の相互連携を図る
- ・第3次地域福祉活動計画から継続する計画の推進
- ・各地区まちづくり協議会で策定された地域計画と連動し取り組む

[基本目標1 地域ごとの福祉課題に対する取組の支援]

(1) 地域計画における福祉に関する取組の推進

- ・住民同士の支え合いの仕組みづくりに向けた勉強会の開催

- ・先進的な取り組みの紹介や先進地視察を企画・提案
- ・福祉に関するワークショップの開催

#### [基本目標 2 福祉啓発事業の推進]

##### (1) 認知症の理解を深める

- ・小中学校でのキッズサポーター養成講座の開催
- ・認知症サポータースキルアップ講座の開催、サポーターによる支援活動の場(認知症カフェ)・役割(認知症支援ボランティア)をつくる
- ・認知症の行方不明者捜索訓練の実施

##### (2) 福祉の学びの場をつくる

- ・講演会やシンポジウムの開催
- ・出前講座の開催

##### (3) かりんちゃん運営委員会の開催

- ・地域の福祉イベントへの参加

#### [基本目標 3 災害時における支援体制の強化]

##### (1) 災害ボランティアセンターと地域との連携

- ・地域と連携した災害ボランティアセンター設置運営訓練の開催

##### (2) 災害ボランティアコーディネーターの養成(地域版)

- ・地区単位で災害ボランティアコーディネーターを養成

#### [基本目標 4 地域の困りごとへのアプローチとその対応]

##### (1) コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置とその取組

- ・コミュニティソーシャルワーカーを配置
- ・コミュニティソーシャルワーカー、行政、専門機関の協働による福祉課題の解決

##### (2) 気軽に相談できる総合相談窓口の開設

- ・福祉に関する相談に総合的に対応する窓口や体制をつくる

#### [基本目標 5 多様なニーズのための支援体制づくり]

##### (1) 多文化共生を目指す地域活動の支援

- ・外国人の方の暮らしの悩みや課題を話し合う場をつくる
- ・地域で開催される多文化共生を目的とした地域活動に参加・協力

##### (2) 多職種連携による権利擁護ネットワークの推進

- ・権利擁護ネットワークに関する会議を年間 3 回開催
- ・事例検討会(研修会)を年間 1 回開催

## 4. 地域福祉事業の推進 ～ 地域福祉の実践と福祉啓発の推進 ～

### ① 地区社協事業の実施

- (1) 地区社協新要綱の各地区への周知(依頼の入った地区へ地区社協新助成要綱説明会の実施)
- (2) 地区社協連絡会議の開催(地区社協新助成要綱説明、活動の活性化のための地区社協相互の情報交換や研修機会、活動報告会の企画)

(3) 地区社協活動の支援（事務活動費、地区社協事業、小地域見守り活動、手作り給食サービスへの各助成・地域のニーズ把握や社会資源の開発）

**② 福祉教育(福祉協力校事業)の推進**

- ・ボランティア活動普及事業、地域交流事業への助成
- ・ワークキャンプ事業の実施
- ・福祉体験学習の実施
- ・学校区内の福祉施設や住民活動団体との協働の働きかけ

**③ ふれあいいいききサロン(介護予防普及啓発事業)の実施**

- ・サロン事業(介護予防普及啓発事業)への助成
- ・サロン実施団体対象の説明会や交流会の開催
- ・サロンサポーター養成講座の開催
- ・サロン活動と地域づくり協議会・地区社協等との連携を図り、地域の社会資源としての効果的な運営を支援する

**④ 社会福祉施設との連携**

(1) 福祉施設連絡協議会の開催

- ・福祉施設相互の情報交換や研修機会の開催
- ・共催イベント等の連絡調整

**⑤ 行方不明高齢者等のための安心ネットワーク事業の実施**

- ・認知症高齢者等が行方不明になった際、家族が「鈴鹿警察署」に捜索願を提出し、個人情報の開示に同意された方の情報について「協力店舗・事業所」にFAXを配信する。また、鈴鹿市のメルモニメールを活用し、メルモニ登録会員に向けて徘徊情報を配信し、行方不明者の早期発見につなげることを目的として実施する。
- ・行方不明者の早期発見を目指し、地域の見守り体制や行方不明時の捜索体制の構築を目的として、自治会や地域づくり協議会と協力して、行方不明者捜索模擬訓練等を実施する。

**⑥ 成年後見制度支援事業の推進**

(1) 鈴鹿市後見サポートセンターみらいの運営

- ・成年後見制度についての相談受付
- ・広報啓発活動の企画・開催
- ・法人後見の受任調整
- ・運営委員会の開催

(2) 権利擁護ネットワーク会議の開催（専門職・関係機関の連携強化）

- ・権利擁護事業に係る福祉専門職、法律専門職、行政機関との連携を強化するため、定期的に会議を開催し、「鈴鹿市法福官連携権利擁護研修会」の企画開催や、市民向けの権利擁護に関する啓発物の作成等の取り組みを実施する。

(3) 福祉職向け権利擁護入門講座の実施

- ・福祉職に従事する新任の方や権利擁護について基礎から学びたい方等が、権利擁護に関する基礎知識を習得し、相談者やその家族の方に権利擁護に関する制度や事業を有効に活用していただくことを目的として実施する。

#### (4) 市民向け成年後見入門講座の実施

- ・市民に対する成年後見制度の普及啓発および今後の鈴鹿市における権利擁護の担い手(市民後見人・親族後見人など)の養成に向け実施する。

#### ⑦ 福祉啓発事業の推進

- ・第43回鈴鹿市社会福祉大会の開催（開催時期・令和2年11月予定）
- ・本会事業の広報啓発（広報紙「社協すずか」の配布、ホームページの運用、フェイスブック、ツイッター・インスタグラム等SNSの活用、福祉講演会の開催など）
- ・イメージキャラクターによる広報事業の推進（かりんちゃんを活用した地域福祉啓発事業の展開）
- ・第34回ふれあい広場鈴鹿の開催（開催時期・令和2年10月予定）

#### ⑧ 生活支援体制整備事業(小地域福祉活動推進)

- ・生活支援コーディネーター(1層・2層)が、各地区の社会福祉協議会や地域づくり協議会等の各団体・関係機関と連携しながら、小地域福祉活動を推進していく。
- ・生活支援体制整備事業を検討する協議体について、1層協議体会議を今年度2回実施した。令和2年度は各地区地域づくり協議会の福祉に関する部会を2層協議体と位置づけ、各関係機関との定期的な情報の共有・連携強化を図る。
- ・生活支援基盤事業について、ホームページ(生活支援体制基盤事業コーナー新設)・SNS・情報誌等を用いて、また市内福祉協力店とも連携しながら、積極的に情報発信していく。

### 5. 福祉サービス支援事業の推進 ～ 住民ニーズに応える福祉サービス事業の実施 ～

#### ① ふれあいふくし総合相談事業

- ・各種専門相談事業の実施（弁護士相談・司法書士相談・一般相談・高齢者健康相談・福祉相談）

#### ② 福祉有償運送事業

- ・身体障がいや要介護状態の方で、車椅子や寝たきり等により普通自動車での外出が困難な方に対して、福祉有償運送事業(移送サービス)を実施する。

#### ③ 車椅子貸出事業

- ・鈴鹿市在住の方を対象として、車椅子を貸し出す

#### ④ おもちゃ図書館の運営

- ・ボランティアの協力を得て、児童に対し、おもちゃを通じて遊びの場所と遊ぶ楽しさを提供する。

#### ⑤ ひとり暮らし高齢者給食サービスの実施・支援

- ・地区社協を中心に、民生委員児童委員やボランティアの協力を得て、在宅の一人暮らし高齢者を対象とした配食サービスの継続を実施。配食サービスを通じ、地域の見守り体制の確立を支援する。

#### ⑥ 母子父子寡婦家庭・児童支援事業

- ・共同募金配分事業として母子父子家庭や子育て世帯へ支援する
- ・母子父子寡婦福祉の推進（ひとり親家庭ふれあい交流事業への助成）
- ・児童遊園地遊具設置補助事業（自治会で管理している児童遊園地及び公園への遊具の設置・修繕等に対し補助をする。）
- ・子育てサロンへの助成
- ・当事者サロンへの助成

## ⑦ 生活困窮者に対する支援事業

### (1) 資金貸付事業

- ・生活福祉資金(低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯への資金貸付)・福祉資金(一時的なつなぎ資金の貸付)の貸付事業の実施

### (2) 緊急食糧提供事業

- ・生活困窮世帯に対し緊急一時的に食糧を提供することにより、当該世帯の生活維持及び再建に向けた相談支援を推進する。

### (3) 家計改善支援事業

- ・生活困窮者自立支援制度のうち、実施について努力義務である「家計改善支援事業」を鈴鹿市より受託し、家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付の斡旋等を行う。

## ⑧ 行旅人・ホームレス対策事業

- ・住居を喪失している方もしくは住居を喪失する恐れのある方に対して、各種の制度利用までの支援や住居の確保に向けて相談支援をする。また、行旅中で所持金がない者に対し、旅費を貸し付ける。

## ⑨ あんしん貸貸支援事業

- ・高齢者や障がい者など民間の賃貸住宅を借りることが困難な世帯に対し、住宅情報の提供に加え、幅広くアセスメントを行い、福祉支援の必要な方等のコーディネートを行う。

### (1) 県主催相談会への参加協力

### (2) 社協広報による周知活動

### (3) 相談窓口の設置

## ⑩ コミュニティソーシャルワーク事業

- ・コミュニティソーシャルワーカーを配置し、既存の制度で解決できない課題の解決に向け、行政の会議に出席し他機関と共に市内の福祉課題を整理する。また、課題を抱える方に対し、寄り添った支援ができるように行政に対し適切な人員配置等の体制整備を要求する。

## 6. ボランティアセンター機能の充実 ～ 地域福祉人材の育成と地域貢献活動への支援 ～

### ① ボランティア人材の育成

- ・福祉講座等の開講（手話、音訳、点訳、精神保健福祉、要約筆記体験講座）

### ② ボランティアの活動支援

#### (1) ボランティア連絡協議会の運営サポート

#### (2) ボランティアコーディネート

#### (3) ボランティア通信・情報紙の発行、掲示

#### (4) ボランティアグループへの活動助成

### ③ 住民参加型在宅福祉サービスの実施

- ・地域における住民参加型在宅福祉サービス実施に向けての支援
- ・地域ごとに勉強会や研修会の実施
- ・認知症支援福祉有償サービス『オレンジサポートかりん』の活動支援

### ④ 災害ボランティアセンター事業の実施

- ・『地域版災害ボランティアコーディネーター(地区社協との連携)』養成講座の開催

- ・『災害ボランティアコーディネーター』養成講座の開講
- ・災害ボランティアセンターと地域との連携強化(地域における防災訓練や避難所運営訓練等の積極的参加)
- ・災害ボランティアセンター設置・運営訓練を他機関・団体と連携して実施し、災害時における支援体制を整備する(鈴鹿大学を会場に本部・サテライト連携訓練予定)。
- ・災害ボランティアコーディネータースキルアップ講座の実施
- ・ボランティアグループ『鈴鹿市災害ボランティアコーディネーターズ』の活動支援

## ⑤ 鈴鹿いきいきボランティアポイント制度事業の受託

- ・ボランティアコーディネート
- ・広報・周知活動
- ・ボランティア活動報告会の実施
- ・意見交換会の実施

## 8. 介護保険・障害者自立支援事業の推進 ～きめ細かな利用者支援の実施～

### ① 介護保険事業

- (1) 訪問介護事業所の運営
  - ・介護保険、総合事業におけるホームヘルプサービスの提供
- (2) 居宅介護支援事業の運営
  - ・介護サービス計画の作成とサービス調整及び給付管理
  - ・介護予防・総合事業支援計画の作成を地域包括支援センターから受託
  - ・要介護認定調査の受託

### ② 障害者自立支援事業

- (1) 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業の実施
  - ・居宅介護ホームヘルプサービスの提供
  - ・視覚障害者に対する同行援護サービスの提供
- (2) 地域生活支援事業に基づく移動支援サービスの実施
  - ・移動支援サービスの提供

## 9. 受託事業の推進 ～ 地域社会との協働を目指し、利用者本位のサービスを実践 ～

### ① 鈴鹿日常生活自立支援センターの運営(三重県社会福祉協議会から受託)

- ・判断能力に不安のある方で、必要なサービスを利用するための判断や意思表示を適切に行うことが困難な方(認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者など)が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常生活上の消費契約の手続き支援、金銭管理等を行う事業として実施する。

## ② 地域包括支援センターの運営(鈴鹿亀山地区広域連合から受託)

### (1) 地域包括支援センター基本業務

- ・総合相談業務 ・介護支援専門員支援 ・虐待等緊急対応
- ・消費者被害の防止 ・成年後見制度活用支援 ・ケアプラン作成
- ・介護保険要介護認定非該当者への支援 ・鈴鹿市在宅生活支援事業支援

### (2) 地域社会及び専門職との連携

- ・地域密着型運営推進会議 ・精神障害者アウトリーチ選定委員会 ・精神保健ワーキング
- ・5包括／行政連絡会議事務局 ・主任ケアマネワーキング ・社会福祉士ワーキング
- ・保健師／看護師ワーキング ・各地区民生委員児童委員定例会 ・鈴鹿市難病ケア会議
- ・鈴鹿市地域包括在宅医療・ケアシステム運営委員会(研修会、研究会、専門部会)
- ・地区社会福祉協議会との連携 ・鈴鹿市医師会との連携 ・ボランティアとの連携
- ・認知症初期支援チームとの連携 ・介護／医療連携支援センター運営委員会
- ・地域ケア圏域会議の開催 ・鈴鹿市地域課題検討会議 ・鈴鹿市高齢者施策推進会議
- ・鈴鹿医療科学大学看護学部実習指導 ・介護者の集い開催

### (3) 介護支援専門員、介護保険事業者及び介護者への支援

- ・三重県介護支援専門員協会鈴鹿支部支援(役員会、事例研究会、研修会、公開講座等)
- ・介護保険事業者向け研修会の開催 ・鈴鹿市デイサービス事業所連絡協議会への支援
- ・三重県介護支援専門員実務研修会講師派遣 ・ケアプラン点検会議へのアドバイザー派遣
- ・ケアマネ支援会議の開催

### (4) 介護予防・認知症予防普及啓発

- ・すごろく作品展の開催 ・出前講座の開催
- ・認知症サポーター養成講座の開催
- ・認知症支援ボランティア講座 ・認知症カフェ(コミュニティカフェ)の開催支援
- ・地域包括支援センターだよりの作成 ・中部地域包括支援センターだよりの作成

## ③ 認知症初期集中支援推進事業及び鈴鹿市認知症地域支援推進事業(鈴鹿市から受託)

### (初期集中支援推進事業)

- ①普及啓発推進事業:関係機関、市民への周知広報活動
- ②訪問支援対象者の把握:関係機関とのネットワークの構築
- ③情報収集:効率的な情報収集手段の開拓
- ④アセスメント:共通のアセスメントツールにて評価する。
- ⑤家庭訪問
- ⑥チーム員会議:専門医を含めたチーム員会議を開催し、初期集中支援計画を立案する。
- ⑦認知症初期集中支援の実施:概ね最長6か月以内で、医療や介護に移行させる。
- ⑧医療機関、介護サービスへの引継ぎ、モニタリング
- ⑨初期支援集中支援に関する記録作成
- ⑩鈴鹿市が開催する「認知症初期支援チーム検討委員会」への出席

### (認知症地域支援推進事業)

- ・認知症サポーター養成講座の開催



- ・認知症サポーター活動の仕組みづくり(地域包括ケアシステム推進室との協議)
- ・本人と家族が相談、共感、交流のできる場所「おれんじルーム」の開催(月1回予定)

#### ④ 指定管理施設の運営

##### ① 鈴鹿市第1療育センターの管理運営(鈴鹿市から受託)

###### (1) 児童発達支援事業

- ・療育指導(年齢や発達段階に合わせたクラス別療育支援の実施)
- ・訓練指導(言語訓練・理学療法・作業療法の実施)
- ・臨床心理士による発達検査、発達相談の実施
- ・子ども心身発達医療センターとの連携(理学療法士等による訓練、研修の実施)
- ・療育研修会(関係機関や市内関連施設の職員を対象に、発達支援のための研修会を実施)

###### (2) 居宅訪問型児童発達支援事業

- ・療育指導(感覚刺激による発達促進)
- ・動作補助(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)

###### (3) 放課後等デイサービス事業

- ・就学児童を対象とした療育、理学療法、作業療法、言語訓練の実施
- ・臨床心理士による発達検査、発達相談の実施

###### (4) 保育所等訪問支援事業(就学児童を含む)の実施

###### (5) 障害児相談支援事業(児童福祉法に基づく)の実施

###### (6) 特定相談支援事業(障害者総合支援法に基づく)の実施

###### (7) ボランティアの育成(療育・託児・調理など施設支援ボランティアの育成)

##### ② 鈴鹿市第2療育センターの管理運営(鈴鹿市から受託)

###### (1) 児童発達支援事業

- ・療育指導(年齢や発達段階に合わせたクラス別療育支援の実施)
- ・訓練指導(言語訓練・作業療法の実施)
- ・臨床心理士による発達検査、発達相談の実施
- ・療育研修会(関係機関や市内関連施設の職員を対象に、発達支援のための研修会を実施)

###### (2) 放課後等デイサービス事業

- ・就学児童を対象とした作業療法、言語訓練の実施
- ・臨床心理士による発達検査、発達相談の実施

###### (3) 保育所等訪問支援事業(就学児童を含む)の実施

###### (4) ボランティアの育成(療育・託児など施設支援ボランティアの育成)

##### ③ 鈴鹿市障害者生活介護施設ベルホームの管理運営(鈴鹿市から受託)

###### (1) 生活介護事業(日中一時支援事業を含む)の提供

- ・個別支援計画に基づく福祉サービスの提供
- ・からだの取り組みの実施(理学療法士等による訓練指導の実施)
- ・余暇活動支援(創作活動、外出活動、レクリエーション等の提供)

- ・利用者の健康状態(バイタルチェック)の把握
  - ・送迎サービス・食事提供サービスの実施
  - ・祝日営業(年末年始除く)の実施
- (2) 地域交流
- ・施設活動支援ボランティア等の受け入れ
  - ・地域主催行事への参加
- (3) 緊急時の対応
- ・避難訓練の実施(年2回)、職員向け防災研修の実施
- (4) 啓発活動
- ・広報紙「三輪車」の発行(年4回)、ホームだよりの発行(月1回)
  - ・自主製品「花の木クラフト」創作活動の実施、販売イベントへの参加
  - ・作品展(アート展)の開催(年2回)
- (5) 実習の受入
- ・福祉協力校の児童生徒や特別支援学校生徒の体験学習の受け入れ
  - ・社会人・大学・専門学校等の実習生の受け入れ
- (6) 社会貢献活動
- ・共同募金活動(街頭募金活動)への参加
  - ・地域清掃活動
  - ・笑心バッグづくり(地域に無償で配布)